

## 保護者の海外勤務等を事由とするさいたま市立高等学校入学志願者の出願資格の特例について

保護者の海外勤務等に伴い、下記1のいずれか一つに該当する者については、必要書類を持参の上、所定の手続をとり、出願資格があると認定された場合には、本市の市立高等学校に出願できます。

### 1 出願資格の要件及び提出書類

(1) 海外日本人学校又は外国の学校を修了する見込みの者（学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者）で、志願者及び保護者が埼玉県に居住することが確実な場合

ア 令和8年3月31日までに志願者が保護者とともに帰国し、志願者及び保護者が埼玉県内に居住できる場合

#### 【提出書類】

(ア) 「令和8年度さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」（さいたま市教育委員会所定用紙）

(イ) 保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した海外勤務（予定）に関する証明書（任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があるもの）（様式自由）

(ウ) 保護者の住居に関する証明書（家屋の登記事項証明書、賃貸契約書の写し、公営住宅の入居証明書等）

要 件	必 要 書 類
ア 保護者の帰国等により、埼玉県内の社宅に保護者とともに転居する場合	保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した帰国後の住居が記載された証明書 (注)・帰国の発令予定日は、原則として令和8年4月1日以前であること。 ・転勤（予定）証明書には、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があること。 ・埼玉県内の住所から通勤可能な勤務先に転勤するものであること。 ・勤務先の社宅名、所在地及び入居予定日が転勤（予定）証明書に記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことの示す住民票の写しを提出してください。
イ 埼玉県内の保護者名義の家屋に保護者とともに転居する場合	家屋の登記事項証明書（登記簿謄本） (注)・申請日から3か月以内に発行されたものであること。 ・賃貸等を行っている場合には、3月31日までに明け渡される旨の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことの示す住民票の写しを提出してください。
ウ 家屋の新築により、埼玉県内に保護者とともに転居する場合	確認済証（建築物）の写し (注)・建築主住所氏名欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・敷地の位置・地名・地番欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・工事完了予定日欄に、3月31日までの日が記載されていること。未記入の場合は、別に工務店等の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことの示す住民票の写しを提出してください。

エ 家屋の購入により、埼玉県内に保護者とともに転居する場合	<p>建物売買契約書の写し        (注)・ 買主欄に保護者の氏名が記載されていること。        ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。        ・ 引渡年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。        転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
オ 独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)、公営住宅の賃貸家屋に保護者とともに転居する場合	<p>賃貸借契約書の写し、入居証明書等        (注)・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。        ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。        ・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。        転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
カ 一般の賃貸家屋に保護者とともに転居する場合	<p>賃貸契約書の写し        (注)・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。        ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。        ・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。        転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>

(備考) 志願者と保護者が県内に居住していれば、別居であっても出願可能。要件のア～カに基づき、志願者及び保護者の転居先が確認できる必要書類をそれぞれ提出してください。

イ 令和8年3月31日までに志願者のみが帰国し、埼玉県に居住している親族と同居する場合（志願者と親族が県内に居住すれば、別居であっても出願可能。ただし、志願者が高等学校在学中に保護者が帰国し県内に居住予定であること）

#### 【提出書類】

- (ア) 「令和8年度さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」（さいたま市教育委員会所定用紙）
  - (イ) 保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した海外勤務（予定）に関する証明書（任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があるもの）（様式自由）
  - (ウ) 保護者に代わり志願者の身元を引き受ける親族の承諾書（様式自由）
  - (エ) 上記（ウ）の親族の現住所を証明できる書類（住民票の写し（申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの）等）  
\*…志願者と親族が県内に居住すれば、別居であっても出願可能。この場合、志願者及び親族の住所に関する証明書をそれぞれ提出してください。
  - (オ) 出願事由を説明する書類（様式自由）
- (2) 県内の中学校卒業者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）で、保護者とともに県内に生活の本拠があったが、保護者が一時的に海外勤務となり、志願者が埼玉県に居住する親族と同居することとなった場合（志願者と親族が埼玉県内で別居していても出願は可能です）

#### 【提出書類】

上記（1）アの（ア）、（イ）、（ウ）及び上記（1）イの（ウ）、（エ）

(3) 外国において日本の中学校に相当する課程を修了した（令和8年3月修了見込みを含む。）外国人と保護者、又は保護者の海外勤務によらず外国において日本の中学校に相当する課程を修了した（令和8年3月修了見込みを含む。）日本人が、令和8年3月31日までに保護者とともに埼玉県内に居住できる場合、又は、志願者及び保護者が埼玉県内に居住している場合

【提出書類】

上記(1)アの(ア)、(ウ)及び外国の最終学校の修了（修了見込み）を証明する書類

(備考) 既に志願者及び保護者が埼玉県内に居住している場合は、上記(1)アの(ウ)については、保護者の氏名が記載されている住民票の写し（申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの）で代えることができます。

なお、志願者と保護者が埼玉県内で別居している場合は、志願者の氏名、志願者の氏名が記載されている住民票の写しをそれぞれ提出することで、代えることができます。

## 2 手続を行う期間及び場所

### (1) 期間

令和7年12月1日（月）から令和8年2月9日（月）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）までの間を除く。）

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで（なお、可能な限り令和8年2月6日（金）までに出願資格の認定を受けてください。）

### (2) 場所

さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課高校教育係（さいたま市役所第二別館内）

電話 048-829-1671

### (3) 手続の方法等

保護者又はその代理人は、該当する書類を手続場所へ持参してください。

出願資格を認定された「さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」、出願書類等が交付されます。

## 3 出願手続及び志願先の変更等

### (1) 出願手続

出願書類等（調査書等）の提出の際、あらかじめ認定を受けた「さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」を添付して提出してください。

### (2) 志願先高等学校を変更する場合

出願後における志願先変更については、実施要項等に従って行います。この場合は、改めて出願資格の認定の申請は行わないこととし、変更前の高等学校で返還された「さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」を志願先変更証明書に添付してください。

ただし、定時制の課程から全日制の課程への志願先変更の場合には、全日制の課程への出願前に高校教育課において上記1及び2の手続きを行うことが必要です。

### (3) (2)の取扱いは、公立高等学校から公立高等学校へ志願先を変更する場合をいい、県立高等学校と市立高等学校の別は問いません。

## 4 問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課（電話048-829-1671）

受付番号 \_\_\_\_\_

令和8年度さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

(宛先)

さいたま市教育委員会学校教育部高校教育課長

申請者氏名 \_\_\_\_\_

保護者との関係 ( )

令和8年度さいたま市立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

志願者	氏名	昭和・平成 年 月 日生		
	現住所	電話		
	新住所			
	出身中学校等名			
保護者	氏名	志願者との関係		
	現住所	電話		
	新住所			
転居予定日	志願者	保護者		
申請事由及び添付書類（いずれも該当する□に✓印を記入する。）	申請事由	1 保護者の海外勤務 <input type="checkbox"/> 保護者とともに帰国 (保護者と同居) <input type="checkbox"/> 保護者とともに帰国 (志願者及び保護者が県内に居住) <input type="checkbox"/> 親族と同居 <input type="checkbox"/> 志願者及び親族が埼玉県内に居住 2 外国人及び上記1以外の日本人 <input type="checkbox"/> 保護者とともに転居 (保護者と同居) <input type="checkbox"/> 保護者とともに居住 (志願者及び保護者が埼玉県内に居住)	添付書類	<input type="checkbox"/> 海外勤務に関する証明書 <input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの) <input type="checkbox"/> 入居証明書・賃貸契約書等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの) <input type="checkbox"/> 親族の身元引受書 <input type="checkbox"/> 親族の現住所を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 最終学校の修了（見込み）証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

審査の結果、出願資格があることを認定します。

令和 年 月 日

さいたま市教育委員会学校教育部高校教育課長

印

（注）課長印のないものは無効です。

（参考）

申請時における志願先高等学校名	さいたま市立	高等学校
-----------------	--------	------